

卸売市場条例業務規程の改定でセリ全廃の動き

仲卸業は存続できるのか

～築地市場の移転と卸売市場法の改正、その真の目的は何か～

日時 3月20日(水) 12時半(開場)～15時半

場所 豊洲市場 7街区管理棟 1階講堂

特別講師 菅原邦昭 (仙台水産仲卸組合事務局長)

※一般の方も参加できます。参加費用無料

「改正」卸売市場法施行を来年6月に控え、各自治体の卸売市場条例の改定の準備が進められています。中でも業務規程の変更による「競り全廃」等、これまで仲卸の業務が位置付けられていた「仲卸必置原則」を無くす動きがあり、東京都は全国に先駆け年内に条例改定案をまとめる予定。これは仲卸業そのものの存続を危うくするものです。私達はこの問題にどう取り組めば良いか、緊急の学習会を企画しました。講師は昨年卸売市場法改正法案に関し国会の参考人陳述を行った菅原邦昭さんです。

一昨年前「築地は守る」と約束した小池都知事、一方PT会議報告豊洲市場の将来像では「10年後に仲卸の姿はない」とまで言及。ならば私達は何の為に豊洲市場への移転に多額の設備投資をしなければならなかったのか。なぜ営業補償をせずに移転費用まで業者負担となったか。移転により個々の仲卸の売り上げは減少していますが、この危機は最初から準備されたものなのか。なぜ私たちは、これら改悪ばかりの政策に従わなければならないのでしょうか？疑問と不安に満ちたままでは、私たちの仕事の誇りも質も揺らぎます。最新情報を共有して真相に向き合い、本来の目的である歴史と活気のある市場の存続と繁栄を一緒に考えましょう！重要な学習会になります。是非ご参加下さい。

(以下学習会内容より)「豊洲市場の将来の姿...そこには、競りを行い、買受人に商品を届ける仲買の姿はない」と語る「市場問題プロジェクトチーム第一次報告書」が発表されたのは一昨年の六月です。この報告書が都議会に提出される直前、小池都知事は農水大臣と会談。折りしも、国は「市場法抜本『改正』」前夜。未だ国会に上程もされていない「改正案」先取りの「報告書」を公表するに当たり作戦調整したのでしょう。冒頭の数行前に次の文言があります。「卸売市場法の制度が維持されていれば...市場に仲買の姿がなくなることは無いのかもしれない。しかし、豊洲市場では...運送会社と物流センターが主要なアクターとなる。」つまり、卸売市場制度が変われば、どこの仲卸であれ存在しなくなるのだが、そんなことに関わらず、豊洲においては仲卸の「立つ瀬」は、そもそも無いと言っているのです。こんな重大な意図を、仲卸業者に説明無し。挙句、都は、オリンピックに間に合わないとはばかりに、仲卸らの引越しを急ぎ立て、追い払うように豊洲移転を強権で強行。こんなことは、行政史上、前代未聞です。

その後、報告書の暗示した通り、卸売市場法は抜本的に「改正」されました。いま、「法改正」に伴う「業務規程見直し作業」が全国で進められています。「改正法」条文から消された仲卸の存在根拠。しかし、都も含め各開設自治体の「卸売市場条例」、業務規程には、「仲卸必置原則」を裏付ける各条項が今も完備されています。その条項こそが、「仲卸の営業権」を培って来たのです。豊洲も、全国の卸売市場も、これを守り切り、都民、市民のための公正・公平流通を維持し存続させる取り組みが必要なのです。全国の仲卸が、その存在も掛けた、共同の課題のスタートラインに、共に立っています。現行の業務規程を守ることが出来るということは、農水も認めています。これらのことを、より詳しく皆さんに知って頂きたい。築地の繁栄の再確立と再生のために。貴方も、是非、学習会へ。